

# 平成 29 年度人権施策 並びに予算に関する要望書

平成 28 年 7 月

大 阪 府  
大 阪 府 市 長 会  
大 阪 府 町 村 長 会



平成28年7月26日

## 平成29年度人権施策並びに予算に関する要望書

大阪府知事 松井一郎

大阪府市長会会長 田中誠太

大阪府町村長会会長 松本昌親

大阪府及び府内市町村の様々な人権問題解決のための施策の推進に、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府及び府内市町村におきましては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、人権意識の高揚を図るための施策、人権擁護に資する施策を推進しています。

しかしながら、障がい者や外国人への就労等の差別、子どもへの虐待やいじめ、女性への暴力などの人権侵害に加えて、戸籍謄本等の不正取得、インターネット上での人権侵害事象や在日外国人に対するヘイトスピーチ、不動産取引に関連して部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたという差別調査事象が引き続き発生するなど、人権を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

今後とも、大阪府及び府内市町村は連携しながら更なる人権施策の充実を図ってまいりますが、人権問題の早期かつ根本的な解決のためには、国における施策の充実や必要な財源の確保などが不可欠です。

については、本要望書に記載の要望内容について適切な措置を講じられるようお願い申し上げます。

## 目 次

内 閣	府	.....	1
總 務	省	.....	2
法 務	省	.....	3
財 務	省	.....	6
文 部 科 学	省	.....	7
厚 生 労 働	省	.....	8
經 济 产 業	省	.....	11
国 土 交 通	省	.....	12
警 察	庁	.....	14

# 内閣府

## 1 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置の促進について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されたところですが、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者のもつとも身近な相談窓口として、適切な支援を行えるよう市町村での支援センターの早期設置を促進する必要があります。

市町村支援センターを早期設置できるよう、市町村に対して専門職員の配置に向けた支援や必要な財政措置を講じてください。

## 2 子どもの貧困対策の推進について

国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」とともに、平成27年度に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定し、ひとり親家庭の自立の応援や児童虐待防止対策の強化を図っているところですが、子どもの貧困対策の推進にあたっては、すべての子どもが安定した生活環境のもとで等しく教育を受けることができるよう、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の総合的取組が重要です。貧困の連鎖を断ち切るためにも、都道府県において地域の実情に即したきめ細かい支援策を講じることができるよう、平成27年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」の予算の恒久化と運用の弾力化をはじめ、国の責任において関連施策の充実のために必要な財政措置を講じてください。

# 総務省

## 1 インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

このような差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、現行法等では有効な手段をとれない状況を踏まえ、法的措置等を含め、実効性のある対策を早急に講じてください。

## 2 本人通知制度等による住民票の写し等の不正請求の防止対策について

住民票の写し等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正住民基本台帳法が施行されました。しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して住民票の写し等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。そのため、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組の強化が求められています。

不正請求の防止のため、大阪府内では、本人通知制度〔事前登録制〕が全ての市町村で導入されました。

抑止効果をさらに高めていくには、統一的な実施ができるよう本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入されることが必要です。

こうしたことから、以下の点について、必要な措置を講じてください。

- (1) 引き続き全国における不正請求事件の実態把握に努めていただくとともに、地方公共団体が不正請求の実態や原因を把握し、有効な対策の検討を進めることができるよう、これらの情報を必要とする地方公共団体へ提供するなど、不正請求の防止に向けた必要な措置を講じてください。
- (2) 愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本人通知制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、不正請求の抑止効果が認められます。つきましては、不正請求の防止を徹底させるため、住民票の写し等の交付の事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度の法制化に向けた検討を進めるとともに、交付請求者の氏名等の情報を被交付請求者に開示することができるよう必要な措置を講じてください。
- (3) 偽造委任状による不正請求を防止するため、委任状の確認方法について基準や対応方針を明確に規定するなど、有効な措置を講じてください。
- (4) 特定事務受任者（8士業）の「職務上請求書」の適正使用など住民票の写し等の厳正な取扱い及び人権尊重の観点からその厳正な取扱いの重要性について、貴省が監督する団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

# 法務省

## 1 人権教育・啓発に関する施策の推進及び人権啓発活動地方委託事業の執行要件の見直し等について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、着実かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてください。その際には、内閣府、文部科学省等とも連携し、具体的な差別事象を踏まえた実効性のあるものとなるようにしてください。

また、人権教育・啓発に関する事業の実施に支障が出ないよう、地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実を図るとともに、国庫委託費の執行自由度を高めるための措置を講じてください。

## 2 人権救済等に関する法制度の確立について

児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

また、平成28年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。

このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。

## 3 本人通知制度等による戸籍謄本等の不正請求の防止対策について

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正戸籍法が施行されました。しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。そのため、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組の強化が求められています。

不正請求の防止のため、大阪府内では、本人通知制度〔事前登録制〕が全ての市町村で導入されました。

抑止効果をさらに高めていくには、統一的な実施ができるよう本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入されることが必要です。

こうしたことから、以下の点について、必要な措置を講じてください。

- (1) 引き続き全国における不正請求事件の実態把握に努めていただくとともに、地方公共団体が不正請求の実態や原因を把握し、有効な対策の検討を進めることができるように、これらの情報を必要とする地方公共団体へ提供するなど、不正請求の防止に向けた必要な措置を講じてください。
- (2) 愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本人通知制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、不正請求の抑止効果が認

められます。つきましては、不正請求の防止を徹底させるため、戸籍謄本等の交付の事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度の法制化に向けた検討を進めるとともに、交付請求者の氏名等の情報を被交付請求者に開示することができるよう必要な措置を講じてください。

- (3) 偽造委任状による不正請求を防止するため、委任状の確認方法について基準や対応方針を明確に規定するなど、有効な措置を講じてください。
- (4) 特定事務受任者（8事業）の「職務上請求書」の適正使用など戸籍謄本等の厳正な取扱い及び人権尊重の観点からその厳正な取扱いの重要性について、貴省が監督する団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

#### 4 インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

このような差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、現行法等では有効な手段をとれない状況を踏まえ、法的措置等を含め、実効性のある対策を早急に講じてください。

#### 5 土地に関する差別調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

差別につながる土地調査を条例で規制することには限界があることから、全国レベルでの実効ある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体に対し、教育啓発をより一層強化するなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

#### 6 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について

- (1) 外国人住民の人権を尊重し、負担軽減を図るため、改正入管法・入管特例法における住居地以外の事項の届出及び再交付の申請等の代理資格者の範囲を、高齢者や障がい者などについては委任状持参者まで拡大するなど、特段の配慮をしてください。
- (2) 特別永住者及び永住者に対し、特別永住者証明書及び在留カードの更新通知を旧外国人登録証明書と同様に個別に行うなど、本人が不利益を被ることのないように万全を期してください。
- (3) 我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在

留管理のあり方の検討を早急に進めてください。

## 7 ヘイトスピーチに対する取組の充実強化について

特定の民族や国籍の人々等を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消のため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が成立したところですが、国におきましては、法に基づく国の責務を踏まえた対策を講じるとともに、地方公共団体における取組に必要な財政措置等を講じてください。

また、附帯決議を踏まえ、インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為の解消に向けた施策等について、国が主導して進めてください。

# 財務省

## 1 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっていきます。

特に本事件では、逮捕された法務事務所経営者の顧問税理士の関与も明らかになっております。

また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

# 文 部 科 学 省

## 1 様々な人権問題の解決に向けた教育施策の充実について

(1) 大学においては、様々な人権問題の解決に向けた人権教育に係る講座、科目を設置し、積極的に実施するよう指導するとともに、特に教員養成機関においては必修としてください。

具体的には、大学の教職課程上の「教職に関する科目」に「人権教育の方法及び技術に関する内容」を位置付け、当該内容の講座開設を大学の任意の判断ではなく、国として必修化してください。

(2) 人権教育を担う人材の養成のための高等教育機関の設置について

人権教育を体系的・計画的に推進していくためには、様々なレベルの指導者の養成が必要となります。とりわけ、人権研修・啓発のプランナーやそれらを養成する指導者、専門的な研究を行う指導者の養成機関として、夜間大学院（大学院大学）など、社会人の再教育も視野に入れた高等教育機関の設置に向けて、有効な取組が進められるよう適切な措置をお願いします。

また、高等教育機関において専門的・分野横断的で学術的・実践的な人権教育にかかる研究等が可能となるよう、積極的に取り組んでください。

## 2 大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大学卒業生等の採用応募・選考時における就職差別につながる問題事象について、解消に向けた具体的な取組が行われるよう、全国の大学等に対して強く要請してください。

また、就職を希望する学生に対しての啓発（問題事象の事例・公正採用の考え方・解決に向けた手法・相談窓口など）について、各大学等への通知だけで終わることなく、すべての学生が知ることができるよう、厚生労働省と連携して資料を作成し、配布するなど、十分な周知ができる取組を実施してください。

さらに、卒業予定者等が問題事象に巻き込まれた場合には、厚生労働省と連携し、個別の大学等に対する側面援助・啓発を行うなど、今後の問題発生を抑制するための取組を講じてください。

# 厚 生 労 働 省

## 1 住民主体の地域福祉を進め、共に支え合う地域社会の実現

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう財政措置を充実してください。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示してください。

## 2 隣保館における財政措置等の充実について

隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権尊重の「コミュニティづくり」を進める拠点として、人権課題解決のための各種事業を市町の実情に沿って今後とも総合的に実施できるよう財政措置及び実態に合った制度見直しを講じてください。

また、地方改善施設整備事業についても、特に耐震化やバリアフリー化が喫緊の課題であることから、十分な財政措置を講じてください。

## 3 生活福祉資金修学資金貸付制度における民生委員意見書添付要件の廃止等について

生活福祉資金修学資金貸付制度における民生委員意見書の添付要件を廃止してください。

また、生活保護世帯については、大学等在学中の生活資金も生活福祉資金更生資金（技能習得費）貸付制度において貸付できるよう特段の配慮をしてください。

## 4 ひとり親家庭等の自立支援策の充実について

ひとり親家庭等の自立を支援するため、今後展開されるひとり親家庭等対策については、その生活実態を踏まえた、真に実効性ある施策を講じる必要があります。市及び福祉事務所設置町におけるひとり親家庭等福祉施策の取組が地域隔離を生じることなく推進されるよう、事業実施に必要な財源を十分確保し、現況以上に地方へ負担を求めることがないよう配慮してください。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、事業者への積極的な働きかけや必要な財政措置を講じてください。

## 5 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく施策の実施について

ハンセン病回復者が、地域社会から孤立することなく、良好でかつ平穏な生活を営むことができるよう、①ハンセン病問題に関する啓発②ハンセン病療養所入所者の社会復帰及び療養所退所者に対する社会生活支援の充実、に向けて国自ら取り組むとともに、上記①②の事業を実施する地方公共団体に対し、継続して充実した取組みが実施できるよう必要な財政措置等を講じてください。

## 6 精神障がい者の通貨割引等について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第20条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者はほぼ対象外です。

障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

JRを中心とする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

## 7 大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大学卒業生等の採用応募・選考時の面接において、「出身地」や「家族状況」等に関する質問など就職差別につながるような問題事象が依然として報告されています。

公正な採用選考を推進する観点から、企業等に対する啓発を強化してください。

また、就職を希望する大学生等に対しての啓発（問題事象の事例・公正採用の考え方・解決に向けた手法・相談窓口など）を文部科学省と連携して資料を作成し、十分に周知してください。

大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていますが、一部のナビサイト事業者が「面接でよくある質問」として「男女雇用機会均等法に反するおそれ」や「思想・信条に関する事項」のある質問と回答を掲載していることから、その事業者を利用する企業等が公正な採用選考に反する設問を設定する可能性もあります。全国的なナビサイトの運営会社に対して、公正な採用選考に反する設問の設定が行われることが無いよう、啓発を行ってください。

雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためIL0第111号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めていただくことに加え、雇用についての差別待遇を受けない権利を保障するよう、労働関係法の整備等必要な措置を講じてください。

## 8 就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築について

障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者等、働く意欲は高いものの、健康面での不安など、就労にあたり様々な困難を抱えた就職困難者等に対する雇用・就労を身近な地域で支援するための取組について、引き続き強化・充実を図ってください。

また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、生活困窮者の就労支援にあたっては、個人の状況に応じた多様な支援が必要であり、また、企業に対しても雇用環境整備等の支援の仕組みが必要となってくることから、就労支援機能の強化・体制整備等の必要な財政措置を講じてください。

## 9 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

# 経済産業省

## 1 インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

このような差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、引き続き、事業者の自主的なルール作りや利用者情報モラルの啓発支援等、インターネットの健全な利用促進に向けたより一層の取組を講じてください。

## 2 土地に関する差別調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

差別につながる土地調査を条例で規制することには限界があることから、全国レベルでの実効ある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携して差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

## 3 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

# 国 土 交 通 省

## 1 土地に関する差別調査及び宅地建物取引の場における人権問題への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

差別につながる土地調査を条例で規制することには限界があることから、全国レベルでの実効ある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係省庁と連携して関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

さらに、宅地建物取引士に対しては、平成27年4月の宅地建物取引業法改正に伴い、法定講習や当該講習のテキストにおいて、人権に関する内容の充実が図られておりますが、引き続き、宅地建物取引業者に対する指導・啓発を行ってください。

## 2 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で行政書士等の偽造職務上請求書による不正請求が発覚し、不正請求は全国的に行われ、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

## 3 精神障がい者の運賃割引等について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第20条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易

にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者はほぼ対象外です。

障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

JRを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

# 警 察 庁

## 1 探偵業の業務の適正化について

探偵業者から依頼を受けた行政書士が、戸籍謄本等を大量に不正請求したり、探偵業者が委任状を偽造して不正に戸籍謄本等を取得する事件が発生しており、平成23年11月にも、愛知県で警察捜査員の戸籍謄本等が取得されるなど、戸籍謄本等を不正に入手する事案が引き続き発生しています。

これらの不正取得された個人情報が、部落差別につながる身元調査等に使用されることにより、重大な人権侵害が引き起こされかねません。

つきましては、結婚や就職に際しての人権侵害につながる身元調査等が行われないよう、引き続いき業者に対し「探偵業の業務の適正化に関する法律」に基づく規制について、周知徹底とともに、教育研修の充実を含め業務の適正化が図られるよう指導してください。

## 2 インターネット上の人権侵害対策取組の強化について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの悪質な差別行為が多数発生しています。

このような状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、プロバイダや、ポータルサイトを運営する多国籍企業等への対応依頼や関係機関等への情報提供など、インターネット・ホットラインセンターによる取組を推進してください。